

千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県病児・病後児保育事業（以下「病児保育」という。）の開設を促進するため、新たに千葉市で病児保育を実施する事業者の事業開始後から事業収入が安定するまでの運営に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象者及び補助限度額等は別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の交付申請等)

第6条 第4条第1号の規定による承認を受けようとするとき及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、「千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金変更交付申請書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助額の変更を決定し、「千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金変更交付決定通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

3 第4条第2号の規定による承認を受けようとするときは、「千葉県病児・病後児保育運営支援事業中止（廃止）承認申請書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市病児・病後児保育運営支援事業状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市病児・病後児保育運営支援事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付決定の全部（一部）取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表

1 補助事業名	千葉市病児・病後児保育運営支援事業																																																				
2 補助対象事業	千葉市から病児保育を受託する事業者が本受託事業を「4 補助対象とする期間」に実施するもの。 ※本要綱の施行日以降に本市で事業を開始した月（以下「事業開始月」という。）から24月を経過していない事業とし、事業開始後に個人成り・法人成りなどの事業形態に変更があった場合は、事業開始時の事業形態からの事業開始月を引き継ぐものとする。																																																				
3 補助対象者	千葉市病児・病後児保育事業委託契約を受託する者																																																				
4 補助対象とする期間	・補助対象期間①（千葉市における事業開始月を含む12月） ・補助対象期間②（前記①の終期の翌月を含む12月）																																																				
5 申請期限	・交付申請（補助対象期間①の事業開始時） ・実績報告（それぞれの補助対象期間の最終月が属する年度）																																																				
6 その他 補助対象経費 補助額 適用件数 適用外件数	以下の定員毎に定める表のうち、市に届出をした病児保育の定員数と一致する表を選択し、かつ表中の適用件数には、補助対象期間毎の利用件数を当てはめて補助額を算出することとし、適用外件数に該当する場合は、補助額はないものとする。 なお、補助額を算定するに当たって補助対象期間毎の補助対象事業の委託料を含む収入が本事業の実施に要する支出を上回る場合には支給しない。また、前支出が前収入を上回り、かつその差額が補助額未満となる場合は、差額の千円未満を切捨てた金額を補助限度額とする。 （定員4名） <table><tr><td></td><td>適用外</td><td colspan="2">適用件数</td><td>適用外</td></tr><tr><td>利用件数</td><td rowspan="2">200 件未満</td><td>200～299</td><td>300～399</td><td rowspan="2">400 件以上</td></tr><tr><td>補助額</td><td>2,000 千円</td><td>1,000 千円</td></tr></table> （定員6名） <table><tr><td></td><td>適用外</td><td colspan="3">適用件数</td><td>適用外</td></tr><tr><td>利用件数</td><td rowspan="2">300 件未満</td><td>300～399</td><td>400～499</td><td>500～599</td><td rowspan="2">600 件以上</td></tr><tr><td>補助額</td><td>3,000 千円</td><td>2,000 千円</td><td>1,000 千円</td></tr></table> （定員8名） <table><tr><td></td><td>適用外</td><td colspan="4">適用件数</td><td>適用外</td></tr><tr><td>利用件数</td><td rowspan="2">400 件未満</td><td>400～499</td><td>500～599</td><td>600～699</td><td>700～799</td><td rowspan="2">800 件以上</td></tr><tr><td>補助額</td><td>4,000 千円</td><td>3,000 千円</td><td>2,000 千円</td><td>1,000 千円</td></tr></table>						適用外	適用件数		適用外	利用件数	200 件未満	200～299	300～399	400 件以上	補助額	2,000 千円	1,000 千円		適用外	適用件数			適用外	利用件数	300 件未満	300～399	400～499	500～599	600 件以上	補助額	3,000 千円	2,000 千円	1,000 千円		適用外	適用件数				適用外	利用件数	400 件未満	400～499	500～599	600～699	700～799	800 件以上	補助額	4,000 千円	3,000 千円	2,000 千円	1,000 千円
	適用外	適用件数		適用外																																																	
利用件数	200 件未満	200～299	300～399	400 件以上																																																	
補助額		2,000 千円	1,000 千円																																																		
	適用外	適用件数			適用外																																																
利用件数	300 件未満	300～399	400～499	500～599	600 件以上																																																
補助額		3,000 千円	2,000 千円	1,000 千円																																																	
	適用外	適用件数				適用外																																															
利用件数	400 件未満	400～499	500～599	600～699	700～799	800 件以上																																															
補助額		4,000 千円	3,000 千円	2,000 千円	1,000 千円																																																

(定員 10 名)

	適用外	適用件数					適用外
利用件数	500 件未満	500～599	600～699	700～799	800～899	900～999	1,000 件以上
補助額		5,000 千円	4,000 千円	3,000 千円	2,000 千円	1,000 千円	

※いずれの定員数にも該当しない場合、別途協議する。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名 等
代 表 者 名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年度において千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金の交付を受けた
いので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により交付申請をいたします。

1 補助金申請額 円

2 補助金申請額及び補助対象期間内訳

(1) 円 年 月 日～ 年 月 日

(2) 円 年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

住 所

法人名等

代表者名

様

千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった千葉市病児・病後児保育運営支援事業に対する補助金として千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 交付決定額

円

2 交付決定額及び補助対象期間内訳

(1) 円 年 月 日～ 年 月 日

(2) 円 年 月 日～ 年 月 日

3 交付条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名 等
代 表 者 名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定のあった下記事業
について事業計画の変更をしたいので、千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要
綱第6条第1項条の規定により申請いたします。

1 事業内容 変更前
変更後

2 変更の理由

3 変更の予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 変更に伴う関係書類等

千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金変更交付決定通知書

住 所

法人名等

代表者名

様

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金について、次のとおり変更交付を決定したので、千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 変更前補助金交付決定額

円

2 変更後補助金交付決定額

円

3 差引額

円

4 交付条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住 所

法人名等

代表者名

（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県病児・病後児保育運営支援事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により申請します。

- 1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日

2 補助事業の経過及び内容

3 添付書類

- （１）経過及び内容を証する書類等
（２）その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業状況報告書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名 等

代 表 者 名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった下記事業
の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第 10
条の規定により報告いたします。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日

2 補助事業の経過及び内容

3 添付書類

(1) 経過及び内容を証する書類等

(2) その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名 等
代 表 者 名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金交付決定のあった
下記事業が終了しましたので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を
添えて報告いたします。

1 補助対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事業の効果

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

千葉市達 第 号

住 所

法人名等

代表者名

様

千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市病児・病後児保育運営支援事業実績報告書により、
年度の千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補
助金等交付規則第 13 条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

1 補助金の交付決定額	円
2 実績報告書の補助対象期間に相当する交付決定額	円
3 前記期間における補助事業に要する経費	円
4 前記期間における補助対象経費	円
5 前記期間における補助金の確定額	円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育運営支援事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名 等
代 表 者 名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県病児・病後児保育運営支援事
業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第
16条第1項の規定により請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 補助金額確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第10号

千葉市達 第 号

住 所

法人名等

代表者名

様

千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付決定の全部（一部）取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

（審査請求等について）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号

住 所

法人名等

代表者名

様

千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
- 3 補助金の交付確定額 円
- 4 返還すべき金額 円
- 5 返還期限 年 月 日
- 6 返還を命ずる理由
- 7 返還方法

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。